

富士見市空家除却に係る固定資産税等相当額補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家を除却したことによる当該空家の跡地に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の増額に対し負担の軽減を図ることで、市内の空家の除却を更に促進し、市民の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、富士見市空家除却補助金交付要綱（平成31年告示第109号。以下「除却補助金交付要綱」という。）に基づく補助金（以下「除却補助金」という。）の交付を受けた者で、除却補助金の対象となった空家の跡地を引き続き所有し、管理を続けるものに対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、市内の空家を除却したことに伴う当該空家の跡地に係る固定資産税等の増額分に対する支援事業とする。

(補助対象地)

第3条 補助金の交付の対象となる土地（以下「補助対象地」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 除却空家（除却補助金交付要綱第5条に規定する補助対象事業として除却補助金の交付を受けて除却された住宅のことをいう。以下同じ。）の跡地であること。
- (2) 除却空家の跡地となった日の属する年（以下「除却年」という。）の1月1日を賦課期日とする固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けていること。
- (3) 除却空家の跡地となった日から更地のままであり、他の用途に使用されていないこと。
- (4) 除却空家の跡地となった日から当該土地を営利目的で使用していないこと。

(5) 除却空家の跡地となった日から当該土地の所有者が相続以外の理由で変更されていないこと。

(6) 除却空家の跡地となった日から当該土地の管理を行っていること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者、除却空家の跡地となったことにより、除却年の翌年以降に住宅用地特例の対象から除外された土地の所有者等（除却空家の跡地に係る固定資産税等の納税義務者をいう。）で、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条各号に規定する税及び富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税をいう。）を滞納していない者

(2) この要綱に基づく補助金（当該補助金の2年度目の申請を行う場合の初年度分の補助金を除く。）の交付を受けたことがない者

(3) 固定資産税等を完納している者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅用地特例の対象から除外された補助対象地に係る固定資産税等とする。

2 前項で定める固定資産税等の対象期間は、除却空家の跡地となった年度の翌年度から起算して2年度を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、除却年の1月1日を賦課期日とした補助対象地に係る住宅用地特例が適用された固定資産税等の税相当額と補助金の申請年度における補助対象地に係る固定資産税等の税相当額との差額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第7条 補助金の申請は、補助対象経費となる固定資産税等の年度毎に行うものとし、規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、補助対象経費となる固定資産税等の納期限の日の属する年度の3月15日とする。

3 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象地の案内図

- (2) 除却空家の跡地となった時期が確認できる書類
- (3) 除却年の年度及び申請年度の固定資産税等の納税通知書等の写し
- (4) 申請年度における固定資産税等を完納していることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの
(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第8条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金等交付請求書の様式)

第9条 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。